

## □■養成所ニュースプラス第 28 号 2023□■

降雪の知らせも届くような時期になりました。国家試験まであと 2 か月です。家事や仕事がひと段落ついた夜や朝のご家族が起き出す前の時間に机に向かわれている皆さん、今年はいつもより暖かくしてお過ごしください。

当養成所からは、来週に直前受験対策講座（有料）のご案内をお送りする予定です。また、先週末には「受験対策ガイドダンス（3）（4）」を公開しました。隙間時間をご覧ください。

今回は、「低所得者に対する支援と生活保護制度」（現、貧困に対する支援）から低所得者の支援組織や制度の問題、「保健医療サービス」（現、保健医療と福祉）から医療施設等の利用目的の問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか、合わせて考えてみましょう。

## ■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 32 回問題 69】低所得者の支援を行う組織や制度に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及びその家族等からの相談に応じ、生活困窮者自立相談支援事業の利用勧奨等を行う事業を行うことができる。
2. 生活困窮者自立相談支援事業の相談支援員は、社会福祉主事でなければならないと社会福祉法に定められている。
3. 民生委員は、地域の低所得者を発見し、福祉事務所につなぐために市長から委嘱され、社会奉仕の精神で住民の相談に応じる者である。
4. 住宅を喪失した人への支援策として、無料低額宿泊所は全ての市町村が設置しなければならない。
5. 生活困窮者一時生活支援事業は、生活保護の被保護者が利用する事業である。

【第 32 回問題 71】医療施設等の利用目的に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 介護医療院の利用は、主として長期にわたり療養が必要である要介護者を対象としている。
2. 療養病棟の利用は、急性期で医療的ケアが必要である者を対象としている。
3. 地域包括ケア病棟の利用は、病院で長期にわたり医療的ケアが必要である者を対象としている。
4. 介護老人保健施設の利用は、高度で濃密な医療と介護が必要である者を対象としている。
5. 回復期リハビリテーション病棟の利用は、高度急性期医療を受けた後、終末期と判断された者を対象としている。

正答と解説は最後に記載してあります。

## ■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(34 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。←New  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・(35 期生) 3 学期レポート課題の<テキスト・参考文献>表記に誤りがありましたので、ホームページに訂正を掲載しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1174017&c=3246&d=99c7>

## ■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1174018&c=3246&d=99c7>

・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて順次公開予定です。

第 34・35 期生の皆様にご案内を郵送しておりますので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1174019&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1174020&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第 36 期生の出願を受け付けております。

現在、1 期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1174021&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1174022&c=3246&d=99c7>

#### ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1174023&c=3246&d=99c7>

#### ■Plus Column . . . . .

養成所ニュースプラス第 24 号でお伝えいたしましたとおり、年内はお休みします。

#### 【Plus Quiz . . . . . 正答と解説】

「低所得者に対する支援と生活保護制度」では、大項目「生活保護制度」や「生活保護制度における専門職の役割と実際」とともに「低所得者対策」は毎年のように出題があります。中項目「生活福祉資金の概要」からは、生活福祉資金貸付制度が第 33 回から連続して出題されています。確認しておきましょう。今回の問題は、低所得者支援の制度や組織の総合問題ともいうべき内容で生活困窮者自立支援法、社会福祉法、民生委員法の規定が問われています。

#### 【第 32 回問題 69】

1. ○生活困窮者自立支援法により、福祉事務所未設置町村は生活困窮者の自立支援について、生活困窮者や家族その他の関係者からの相談に応じ、情報提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用勧奨等を行うことができます。
2. ×生活困窮者自立相談支援事業は、生活困窮者自立支援法を根拠とします。相談支援員について社会福祉法に資格要件の規定はありません。
3. ×民生委員は民生委員法により厚生労働大臣の委嘱を受けます。
4. ×無料低額宿泊所は住宅喪失者への支援策ではなく、全ての市町村に設置義務があるものでもありません。生活困難者に無料又は低額な料金で簡易住宅を貸付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるもので社会福祉法上の第二種社会福祉事業です。事業を行う者は、都道府県知事に届け出なければなりません。
5. ×生活困窮者一時生活支援事業は生活困窮者自立支援法による事業です。一定期間、住居喪失者に対して「一定期間」、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供し、生活困窮者、ホームレス自立支援センター等の退所者や地域社会から孤立した状態にある者に対して、「一定期間」訪問等による見守りや生活支援を行います。

「保健医療サービス」では、メルマガ第 12 号で取り上げた「医療保険制度」と同様に大項目「保健医療サービスの概要」は毎年出題されています。中項目「医療施設の概要」からは、その目的や機能、サービス内容の整理は欠かせません。「保健医療対策の概要」からは、第 31 回へき地医療、第 32 回特定健康診査・特定保健指導、第 33 回日本のがん対

策と地域医療構想、第 34 回医療法の第 6 次改正、そして、第 35 回では医療法から医療計画や地域医療構想が出題されています。知識がないと回答が難しい問題です。

**【第 32 回問題 71】**

1. ○介護医療院は、要介護高齢者の長期療養・生活施設であり、介護保険法で「要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設」と定められています。
2. ×療養病床により構成されるのが療養病棟です。療養病床は、医療法で「主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの」と定められています。
3. ×地域包括ケア病棟は、2014（平成 26）年度診療報酬改定で新設された病棟です。急性期治療を終了したものの、すぐに在宅や介護施設等へ移行するには不安のある場合に、在宅復帰に向けて診療、看護、リハビリを行い、地域包括ケアシステムを支える役割を担っています。
4. 介護保険法に定められている介護老人保健施設は、心身機能の維持回復が必要な要介護者で、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要な者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。
5. ×回復期リハビリテーション病棟は、急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折等の患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行います。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus